# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

内灘町長

### 公表日

令和4年3月11日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称 児童手当又は特例給付の支給に関する事務							
	・児童手当法その他関係法令に基づき、受給者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額判定 ③年金情報照会、児童手当拠出金事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。						
③システムの名称	(1)児童手当システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)児童手当情報ファイル
- (2)宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一の56の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供】 第三欄(情報提供者): れる項 (26,30,87,106の項) 【情報照会】	が「市町村長」が「市町村長」	の提供の制限)及び別表第二 の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含ま の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特 まれる項

<選択肢>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 1E1076-286-6720</mark>

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施されている。	項目評価書	] よ、それぞれ重 <sub>♬</sub>	点項目評价		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及ひ 3)基礎項目評価書及ひ 目評価書において、リス	「全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネット	ワークシステム	を通じた	-入手を除く。	)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱いの委託	E			[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワークシ	ノステムを	通じた提供を関	<b>徐く。</b> ) [ O	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売			しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	<b>肖去</b>						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点	<b>i</b> 検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に	こ行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

## 変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項 平成26年内閣府·総務省令第5号第44条	番号法第9条第1項及び別表第一の56の項	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (26,30,87項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87,106の項)	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年1月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年1月1日時点	事後	